## 京都府特定建設工事共同企業体運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、府が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、特定建設工事共同企業体とは、大規模であって技術的難易度の高い工事、その他工事の規模、性格に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事の施工を目的として結成する共同企業体をいう。

(入札参加の取扱い)

第3条 特定建設工事共同企業体の構成員は、個々の建設業者としてその他の建設工事の一般 競争入札及び指名競争入札にも参加させることができる。

(構成員数)

第4条 特定建設工事共同企業体の構成員数は、2又は3を原則とする。ただし、通常の規模を大幅に上回るなどやむを得ない場合には5まで可能とする。

(構成員の組合せ)

- 第5条 特定建設工事共同企業体(甲型)の構成員の組合せは、同一業種にあっては原則として同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。
- 2 特定建設工事共同企業体(乙型)の構成員の組合せは、当該発注工事のうち、それぞれが 分担する工事種別につき資格を有する者の組合せとする。

(構成員の要件)

- 第6条 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、登録を受けようとする業種について、 次の各号のすべてに該当する者でなければならない。
  - (1) 営業年数が3年以上であること。
  - (2) 建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
  - (4) 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
  - (5) 経常建設共同企業体の構成員となっていないこと。

(結成方法)

第7条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率)

第8条 特定建設工事共同企業体 (甲型) のすべての構成員の出資比率は、均等割の10分の6 以上とする。

(代表者)

- 第9条 特定建設工事共同企業体 (甲型) の代表者は、等級の異なる者の組合せにあっては上位 等級の者とする。また、代表者の出資比率は構成員中最大 (同比率でも可) とする。
- 2 特定建設工事共同企業体(乙型)の代表者は、構成員において決定された者とする。

## (入札参加資格審査の申請)

第10条 特定建設工事共同企業体は、入札参加資格申請に当たっては次の各号に掲げる書類を 知事に提出しなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

(別記第1号様式)

(2) 特定建設工事共同企業体協定書(写し)

(別記第2号様式)

(3) 特定建設工事共同企業体委任状

(別記第3号様式)

## (入札参加資格の審査)

第11条 知事は、前条の書類の提出を受けたときは、特定建設工事共同企業体に係る入札参加 資格を審査するものとする。

## (その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、特定建設工事共同企業体の運用に関し必要な事項は、 別に定める。

附則

この基準は、平成12年6月14日から施行する。

附 目

この基準は、平成14年8月1日から施行する。

附則

この基準は、平成15年12月10日から施行する。

附則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成17年6月1日から施行する。

附則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。